

令和5年度社会福祉法人指導監査計画

田辺市福祉課所管社会福祉法人指導監査要綱第5条の規定に基づき、令和5年度に実施する指導監査に係る指導監査計画を下記のとおり定める。

記

1 指導監査の方針

- (1) 社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知。（最終改正 令和4年3月12日））に基づき実施する。
- (2) 指導監査の実施については、法人がその経営する社会福祉事業の種別歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の法人の運営努力を勘案し、形式的・画一的な指導にならないよう留意する。
- (3) 指導監査の過程においては、理事長等の責任者からの事情聴取のみに終始することなく、担当者からも事情を聴取し、相互信頼を基礎として十分に意見交換を行うものとする。
- (4) 指導監査の結果、法令違反等があった場合は、その内容を指摘するとともに、発生原因を追及し、法人運営の改善に資するよう助言する。

2 指導監査の実施時期

令和5年12月から令和6年3月までの間において、監査を実施する法人と日程調整の上、指導監査を実施する。

3 指導監査の方法

(1) 体制

指導監査は、2名以上の職員で実施する。

(2) 実施通知

指導監査を実施する法人に対し、実施する日の2か月前までに、次の各号に掲げる事項を通知する。

ただし、必要に応じ随時実施する指導監査については、当日、通知を行う。

ア 指導監査の根拠法令

イ 指導監査の日時

ウ 担当職員名

エ その他必要な事項

(3) 事前提出書類

ア 指導監査を効率的に進めるため、法人から、事前に資料の提出を求めるものとし、その様式は、別に定める。

イ 提出期限は、監査を実施する日の2週間前とする。

(4) 指導監査実地調書

指導監査実地調書は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、別に定める。

(5) 指導監査実施時間

1回の指導監査に要する時間は、原則として1日とし、午前10時から午後4時までの5時間程度とする。

4 指導監査後の措置

- (1) 指導監査終了後、法人の理事長、施設長等の法人運営に関係のある職員の出席を求め、指導監査の結果、改善を要すると認められた事項について、講評及び指示を行い、後日、文書により文書指摘事項、口頭指摘事項に分けて通知を行う。
- (2) 文書指摘事項については、上記の通知の日から60日以内に具体的な改善措置状況を、挙証書類を添付の上、報告を求める。なお、必要に応じて改善状況を確認するため、再調査を実施する。
- (3) 口頭指摘事項については、文書による回答は求めないが、早急に改善措置を求めるものとし、次の指導監査で改善状況等を確認する。

5 令和5年度における指導監査実施法人

- (1) 田辺市福祉課所管社会福祉法人指導監査要綱第3条の規定に該当する法人
- (2) 法人運営等に問題が発生した法人

6 指導監査の重点事項

- (1) 社会福祉法人制度の関係法令等に基づき法人の運営が適切に行われ、法人のガバナンスが確立されているか。
- (2) 内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計処理を行い、社会福祉法人会計基準に基づく必要な決算書類が整備されているか。